

入札公告

令和4年2月18日

次のとおり一般競争入札に付します。

広島市長 松井 一 實

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名
旧東浄団地下水処理場用地貸付
- (2) 貸付の用途
貸付の用途は、駐車場又は資材置場としての使用に限定し、他の用途には使用できない。詳細は、入札説明書による。
- (3) 契約期間
契約締結の日から令和9年3月31日まで
- (4) 貸付期間
令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間）
※貸付期間終了後の契約更新は行わない。
- (5) 貸付場所及び貸付面積
 - ア 場所
広島市東区戸坂新町二丁目308-339の一部（旧東浄団地下水処理場用地内2段目及び3段目）
 - イ 面積
1,289.77㎡
- (6) 予定価格（最低入札価格）
年額 716,688円
- (7) 入札方法
 - ア 入札金額は、年額を記載すること。
 - イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を入札書に記載すること。
- (8) 入札区分
本件は、所定の入札書による紙入札とする。

2 入札参加資格

- (1) 入札の参加者となることができるのは、法人又は個人とする。
- (2) 次の事項に該当する者は、入札に参加できない。
 - ア 市税を滞納している者
 - イ 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）に該当する者
 - エ 広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定の公表が現に行われている者
 - オ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

カ 次に掲げる事項の一つに該当すると認められた者で、その事実があった後3年を経過していない者

(7) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 一般競争入札、指名競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務を妨げた者

(オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(カ) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

(キ) 前各事項の一つに該当する事実があった後3年を経過していない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

キ 広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けている者

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所

広島市のホームページ(<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>)のフロントページの「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札発注情報」→「調達情報公開システムに公開されない入札・見積情報」→「令和4年度案件(市長部局)」からダウンロードできる。

(2) 入札説明書等の交付方法

広島市のホームページ(前記(1)に記載のとおり。以下同じ。)からダウンロードできる。ただし、これにより難しい場合は、次により交付する。

ア 交付期間

入札公告の日から令和4年2月28日(月)までの広島市の休日を定める条例(平成3年条例第49号)第1条第1項各号に定められた休日を除く毎日の午前8時30分から午後5時15分まで。

イ 交付場所

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市役所本庁舎 12階

広島市下水道局経営企画課

電話 082-504-2265(直通)

(3) 契約条項、入札説明書に関する問い合わせ先

前記(2)イに同じ。

(4) 物件に関する問い合わせ先

前記(2)イに同じ。

(5) 入札書の提出方法

入札日時に持参により提出すること。

(6) 入札回数

入札回数は、1回のみとする。

(7) 入札及び開札の日時及び場所

- ア 日時 令和4年3月1日(火) 午前11時
イ 場所 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市役所本庁舎15階 入札室

(8) 開札

- ア 入札後、即時開札する。
イ 開札の結果、前記1(6)の予定価格(最低入札価格)以上で最高の価格をもって入札した者を落札候補者(契約予定者)とする。
ウ 落札候補者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、開札後直ちにくじ引きにより落札候補者を決定する。この場合において、くじ引きをしない者がある場合には、当該入札事務に関係のない職員がその者に代わってくじ引きを行う。

4 入札後の一般競争入札参加資格確認申請書等の提出

落札候補者となった者は、一般競争入札参加資格確認申請書、入札参加資格の確認に必要な書類及び土地利用計画書(契約期間中の土地利用の内容等が詳細に記載されたもの)(以下これらを「資格確認申請書等」という。)を持参により提出しなければならない。詳細は、入札説明書による。

(1) 提出先

前記3(2)イに同じ。

(2) 提出部数

提出部数は、1部とする。
なお、提出した資格確認申請書等は返却しない。

(3) 提出期間

令和4年3月1日(火)から同年3月7日(月)までの毎日の午前8時30分から午後5時15分まで。
なお、提出期間内に提出できない場合は、その者のした入札を無効とする。

(4) その他

資格確認申請書等を前記(3)の提出期間内に提出できるよう準備しておくこと。

5 入札参加資格の確認

入札参加資格の有無については、開札日時を基準として、前記4により提出された資格確認申請書等により確認する。ただし、落札候補者が、開札日以後、落札者の決定日までの間に前記2の入札参加資格を満たさなくなったときは、その者のした入札を無効とする。

6 落札者の決定

- (1) 前記5により落札候補者が入札参加資格を有すると確認された場合は、当該落札候補者を落札者として決定する。
(2) 落札者の決定結果は、広島市のホームページにより公表する。

7 その他

(1) 入札保証金

要。
保証金の額は、見積る金額の100分の5以上とする。

(2) 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

- ア 本件公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札
イ 資格確認申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
ウ その他広島市契約規則(昭和39年規則28号)(以下「規則」という。)のいずれかに該当する入札

(3) 契約書の作成の要否
要

(4) 契約保証金
要。

保証金の額は、契約金額の100分の10以上とする。

ただし、規則第31条に該当する場合は、免除する。

詳細は、入札説明書による。

(5) 入札の中止等

本件入札に関して、天災地変があった場合、入札参加者の談合や不穏な行動の情報があった場合など、入札を公正に執行することができないと判断される時は、入札の執行を延期又は中止することがある。

(6) 契約の締結

本契約について、落札者を決定した日から5日以内の日（最終日が広島市の休日 を定める条例(平成3年条例第49号)第1条第1項各号に掲げる日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い同項各号に掲げる日でない日）において、落札者が広島市から交付された契約書に記名・押印して、取り交わすものとする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。